

令和5年度 包括外部監査結果に係る対応状況一覧

特定の事件（テーマ）：委託契約に関する財務事務の執行について（これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む）

指摘事項	55項目
措置報告項目	53項目

(令和8年6月22日時点)

	担当課	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
1	契約課	地方自治法の趣旨に基づく契約制度の継続的な検討	<p>平成26年度の指摘事項及びその措置のとおり、市では、入札対象業務の拡大に向けた調査・検討を定期的に進めており、その結果2つの業務を入札対象業務に追加した点は評価できる。しかしながら、市の運用上、依然として一般競争入札ではなく競争見積形式を含む随意契約によって委託契約を締結している場合が多い状況である。</p> <p>地方自治法が一般競争入札を原則とした趣旨は、公共調達機会の均等、競争性、公正性、経済性及び透明性などにある。競争見積形式は、確かに複数業者で価格競争を行う点で入札のような競争性や経済性を認めることができるが、あくまで随意契約制度の枠組みの中にあり、また、実務上は指名競争型の競争見積形式が多いことから、実務上で機会均等に努めていたとしても、一般競争入札に比べれば限界がある。加えて、随意契約全般について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の理由「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に基づいてこれを適用する場合には、より積極的かつ合理的な該当理由の説明が必要であるが、市においては、当該説明が十分になされているかどうか疑問が残る事例（指摘事項14、15など）があり、透明性にも不足がある。そのため、結局のところ、競争見積形式を含む随意契約は、原則である一般競争入札との制度差を完全に埋めるほどのものにはなりえないと言わざるを得ない。</p> <p>したがって、契約課は引き続き一般競争入札が原則であることを徹底理解したうえで、将来に向けてその対象業務の範囲を拡大すべきである。そのため、今後においても調査・検討を継続するとともに、より積極的かつ具体的にその範囲を拡大させるための施策を検討する必要がある。</p>		未措置	
2	契約課	「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」の定めについて	<p>委託契約マニュアルにおける契約方法の記載は、令和4年度においても、基本的な説明構造において平成26年度の状況を踏襲している。</p> <p>地方自治法における契約方法の原則は、一般競争入札であり、随意契約は法令（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）に定められた例外的な場合にしか認められないものであるが、現状のマニュアルの記載は冒頭より、市の運用は13種類の業者登録制度対象業務以外の各種委託契約は、随意契約とする、といった画一的な指針を示している。かかる指針は、原則と例外を逆に捉えてしまっているかのような記載となっている。</p> <p>本来、例外事由である「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の随意契約」への該当性については、より積極的かつ合理的な該当理由の説明がなされなければならない。しかし、現在のマニュアルの記載では、これを目の当たりにした各所属は、13種類の業務に該当しないという理由だけで、随意契約を選択すべきものと誤解してしまうおそれがある。</p> <p>また、各所属の契約制度に対する理解のレベルによっては、今後、継続的かつ積極的に入札対象業務の拡大を図らなければならない、という意識付けも減退させてしまうおそれがある。</p> <p>したがって、契約課は、業者登録制度の対象でないから随意契約とする、という消極的な選択を助長するような現在の委託契約マニュアルの記載を改め、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の随意契約」に該当するものとする場合には、より積極的に随意契約理由を明確にし、その説明責任を果たすことが求められることが理解できるようなマニュアルの記載とする必要がある。</p>	<p>「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」は、実務担当者に対して、市の手続きを簡潔、具体的に示す目的で策定しているものであったため、地方自治法における契約方法の原則を意識させる表現とはしていませんでした。</p> <p>また、当該マニュアルは、従前から、随意契約をしようとする場合には、その事業決裁に「随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第〇号）」のように、契約方法の根拠法令を記載することを求めていましたが、指摘事項のとおり、業者登録制度の対象ではないという理由だけで随意契約に当たるという誤解を生じさせかねない記載がありました。</p> <p>今回の御指摘を踏まえて、令和6年9月26日に、当該マニュアルの契約制度の説明に係るページに、「原則は一般競争入札である。」という文言を追記するとともに、「本市の運用では、後述（3）競争入札対象業務以外の各種契約は、随意契約としている。」などの、誤解を生じさせかねない記載を削除しました。</p> <p>併せて、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の随意契約について記載している部分に、どのようなものがこの号に当たるものであるかがわかるように例示を追記し、所管課が、契約方法をより適切に判断できるようにマニュアルを改訂しました。</p>	措置済	令和8年度

令和5年度 包括外部監査結果に係る対応状況一覧

特定の事件（テーマ）：委託契約に関する財務事務の執行について（これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む）

指摘事項	55項目
措置報告項目	53項目

（令和8年6月22日時点）

	担当課	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
3	契約課	積算に関する考え方（業者からの参考見積の徴取）	<p>委託業務の積算において、業者からの参考見積を基礎とする場合には、「業者から参考見積を徴取し、それを精査して積算根拠とする。」と定められていることを勘案すると、少なくとも参考見積をそのままのみにすることを許容していないと考えられる。そのうえで、一般的に精査するに当たっては、単独随意契約の場合を除き、いくつかの参考見積の比較衡量による精査を行うことが想定される。</p> <p>その点を踏まえて契約規則第29条は「なるべく」と規定していると解するが、同上ただし書きの規定を踏まえると、事実上これは「原則として」と読み取ることが適切であると考えられる。</p> <p>この解釈に関しては、契約課も同様であるが、現在のマニュアルの記載文言だけを見た場合、契約制度の理解が必ずしも十分でない所管所属の担当者によっては、2者以上からの参考見積の徴取は単なる努力目標であると読み取られかねず、現に2者以上から参考見積を徴取していない例が散見される。</p> <p>したがって、契約課は、所管所属に契約規則の定め正しい理解を促す観点からは、現在の委託契約マニュアルにおける積算の定めを改め、契約規則に言う「なるべく」とは、実務上「原則として」であることを明らかにする工夫を行う必要がある。</p>	<p>市契約規則第29条に定める「見積書の徴取」は、契約相手方を決定する際の見積徴取に関するものですが、「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」に記載されている「参考見積の徴取」は、積算方法の1つとして例示しているものであり、これらは異なる段階での見積徴取のことを示しています。</p> <p>しかしながら、適正に積算することは重要と考えていますので、積算方法をより具体的に明示し、安易に1者からの参考見積で積算することがないように、令和6年9月26日に、当該マニュアルを「原則2者以上から参考見積依頼をすること」と修正しました。</p>	措置済	令和8年度
4	契約課	委託契約書における重要事項（再委託契約書の不備の防止）	<p>委託業務において再委託を承認するに当たっては、委託契約マニュアルにおいて再委託承認申請書の受理の他、①再委託契約書の写し、②再委託先の暴排誓約書等（上記ページ以外で、再委託先の役員等氏名一覧、再委託先の登記簿謄本又は運転免許証等の徴取を定めている。）が必要であることが明記されているが、再委託契約書に市として不適切と判断するような条項がないかどうかを確認すべきことやあらかじめ委託事業者に不適切な条項を定めてはならないことを指導すべき旨は明記されていない。</p> <p>これらは、マニュアルに記載がなくとも当然に対処すべき事項であるが、現実的には、必ずしも各所属において、契約条項等に関する専門的知見が十分でないことを勘案すると、所属ごとの個別判断のみでは再委託契約締結に関し適切なチェックができないというリスクがある。</p> <p>また、再委託承認の実施手順では、再委託の承認書上でいわゆる再々委託の防止を含む一定の禁止事項を記載しているため、実務上はそこまで満足して、個別の再委託契約書まで注意が回っていない例が散見される。</p> <p>したがって、契約課は、このような事例を防止して、各契約文書の適切な取り交わしに至るまでを担保する観点からは、これに係る指摘事項を参考に、再委託契約書に関する注意事項を委託契約マニュアルに追加するなどして、契約実務に係る重要なリスクを未然に防ぐ工夫をする必要がある。</p>	<p>令和6年5月20日から同年6月14日まで、庁内のeラーニングシステムを使用し、全職員に再委託先からのさらなる再委託は認められないことなど、再委託の手続に関する留意点を周知しました。</p> <p>また、令和6年9月26日に、「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」において、「再委託契約書に「再々委託」を認める条項があってはならない。」を追記しました。</p> <p>さらに、令和8年2月13日に、上記追記文の注意書きとして、「再委託の契約書に不適切な条項がないか確認し、必要に応じて相手方に指導すること。」を加えマニュアルを改定することとしました。</p>	措置済	令和8年度
5	契約課	委託契約書の一般的事項の不備の防止	<p>市における業務委託契約は、工事等の契約と異なり、個別の契約締結に当たり契約部門（契約課）の直接的な関与は想定されていない。また、業務委託契約文書の文言レベルについても、市としての取り扱い件数の膨大性を勘案して、法務部門（政策法務課）から個別のリーガルチェックを受けることは前提としていない。</p> <p>そのため、業務委託契約文書の適切性の確認は、原則として所属ごと自己チェックによって確保されなければならないが、結果として種々の契約文書の不備が検出されている。</p> <p>その要因として、本来、庁内の契約部門や法務部門の確認を経た全庁的な契約書雛型を用いるべきであるにもかかわらず、過年度の同様又は類似業務の契約文書を踏襲して利用したことや、事業者が提示する雛型を利用するに当たって、契約部門や法務部門への十分な問い合わせを実施しなかったことなどがあげられる。</p> <p>したがって、契約課はまず、原則として毎年度更新された全庁的な雛型を基礎として契約書を作成すべきこと、また、雛型にない契約条項の利用や雛型の変更を行う場合には、適切に法務部門に問い合わせる必要があることを、改めて全庁に向けて発信する必要がある。</p> <p>そのうえで、業務統括課としての内部統制機能をより適切に発揮する観点からは、上記の発信に対して、各所属がどの程度徹底できているかについて、定期的に調査するといったモニタリングも実施すべきである。</p>	<p>令和6年4月30日に政策法務課から発出された、06静総政第275号「更なる政策法務の推進と当課との連携について（通知）」において、「なお、協定、覚書、契約等を締結する場合は、標準書式（e-Net掲示板の「1 処務事務お助けマニュアル」の「契約のあらまし」に掲載）を用いることとし、これに依らない書式により契約を締結する場合は、必要に応じて当課に御相談いただいておりますが、契約書案の検討に当たり、法務アドバイザーから詳細な助言を受けることができますので、御利用ください。（一部抜粋）」と記載されており、全庁的に周知されています。</p> <p>令和6年5月20日から同年6月14日まで、庁内のeラーニングシステムを使用し、全職員に、契約の締結に当たっては、政策法務課が作成した全庁的な雛型を使用すること、必要に応じて政策法務課に問い合わせることを周知しました。</p> <p>また、令和6年9月26日に、「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」に、「標準書式によらない場合は、必要に応じて、政策法務課と協議すること」と追記しました。</p> <p>これらに加えて、令和6年11月1日に、令和5年度の委託契約から各局1、2件を選定し、委託契約事務に関するモニタリング調査を実施し、改善すべき事項が確認された所属に対して、指導を行いました。</p> <p>上記の周知及びモニタリング調査について、今後も継続して定期的に実施します。</p>	措置済	令和8年度

令和5年度 包括外部監査結果に係る対応状況一覧

特定の事件（テーマ）：委託契約に関する財務事務の執行について（これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む）

指摘事項	55項目
措置報告項目	53項目

（令和8年6月22日時点）

	担当課	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
6	危機管理課 （令和5年度の所管課は危機管理総室）	単独随意契約の理由の記載箇所について	<p>本件委託業務の実施に当たり、業者選定機関である部会への提出資料に単独随意契約の理由を含む業者選定理由を示すことは当然であり、これは実施されていた。一方で、委託契約マニュアルに基づき、単独随意契約の理由の記載の確保がなされていなかった点で不適切である。</p> <p>同マニュアルが「見積結果表」に記載を求めた趣旨は、単独随意契約の理由が「静岡市における委託契約その他の各種契約に係る入札情報等の公開に関する要綱」に基づく公表の対象であり、これを示すための結果資料が「見積結果表」であるからである。</p> <p>したがって、危機管理総室は、改めてマニュアルを確認し、その趣旨に沿った運用を適切に実施する必要がある。</p>	<p>担当者の認識不足及び承認者の確認不足により、同報無線（葵区・駿河区・清水区の一部）保守点検業務の実施に当たり、見積結果表に単独随意契約となった理由を記載していませんでした。</p> <p>単独随意契約の理由の記載について、委託契約マニュアルの内容を課内の全職員に周知するとともに、係長を中心としたチェック体制を強化することとしました。</p>	措置済	令和6年度
7	危機管理課 （令和5年度の所管課は危機管理総室）	単独随意契約の理由の記載箇所について	<p>【指定事項06】と同様に、危機管理総室は、単独随意契約となった理由を「見積結果表」に記載し、マニュアルとおりの運用をする必要がある。</p>	<p>担当者の認識不足及び承認者の確認不足により、デジタル移動通信系防災無線保守点検業務の実施に当たり、見積結果表に単独随意契約となった理由を記載していませんでした。</p> <p>単独随意契約の理由の記載について、委託契約マニュアルの内容を課内の全職員に周知するとともに、係長を中心としたチェック体制を強化することとしました。</p>	措置済	令和6年度
8	危機管理課 （令和5年度の所管課は危機管理総室）	再委託可否に関する記載内容の相違について	<p>本件委託業務の場合、危機管理総室による再委託承認手続きは実施されているが、委託契約書上は再委託が例外なく認められないという定めになっており、契約書記載内容と事実が相違してしまっている点で不適切である。</p> <p>また、契約書本体と別添である個人情報の保護に関する取扱仕様書が整合していない点も不適切な契約書類の記載であるといえる。</p> <p>したがって、危機管理総室は、再委託の承認手続きをすることのみならず、これに当たって今一度契約書類の条項及び別添書類の整合性を含む重要書類の正確性を確保するように管理する必要がある。</p>	<p>担当者及び承認者の確認不足により、再委託に関する条項の不備に気がありませんでした。</p> <p>再委託を認める委託契約の場合は、事業決裁にその旨を記載するほか、条項の引用元や引用先を確認するなど、関係書類の整合性及び正確性を確保するため、係長を中心としたチェック体制を強化することとしました。</p>	措置済	令和6年度

令和5年度 包括外部監査結果に係る対応状況一覧

特定の事件（テーマ）：委託契約に関する財務事務の執行について（これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む）

指摘事項	55項目
措置報告項目	53項目

（令和8年6月22日時点）

	担当課	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
9	危機管理課 （令和5年度の所管課は危機管理総室）	再委託先から徴収する再委託契約書の確認について	<p>地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定したうえで、契約の履行確保を図るものであり、その相手方以外の者に契約を履行させることである再委託は、原則として、適切な履行の観点及び経済的合理性や効率性の観点からは認めることができないものである。</p> <p>もっとも、例外として、業務の性質や相手方の特殊性から、契約の履行確保を図るために社会通念上妥当であると認められる場合に限り再委託が認められており、委託契約マニュアルにおいても、厳格な要件が定められている。</p> <p>これらを踏まえると、再委託先による更なる委託（いわゆる、再々委託契約）は、認められない。</p> <p>しかしながら、【現状】に記載した再委託契約書第4条の文言に照らすと、委託先の承諾さえあれば、再々委託契約が実施可能であるとの契約内容になっており、少なくとも当事者の故意又は誤認により再々委託契約が生じてしまうリスクが温存されていると言わざるを得ず、不適切な契約書類の記載であるといえる。</p> <p>市は、再委託承認の際の「再委託承認書」に、委託先に対し、再委託先による再々委託を禁止することを条件として記載していることや、これを踏まえて委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨等に鑑みると、危機管理総室は、入手した再委託契約書を適切に確認し、市として不適切と認める条項等がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させる、又は、あらかじめ市として「再委託承認書」の条件に抵触するような事項は再委託契約上に定めてはならない旨などを伝達して適切な再委託契約書の提出をするように指示又は指導する必要がある。</p>	<p>担当者及び承認者の確認不足により、再委託契約書に、実質的に再々委託契約が実施可能である条項が記載されているという不備に気がつきませんでした。</p> <p>再委託の承認の際には、承認申請書の記載内容はもとより、添付された契約書の写し等関係書類の整合性が取れているか係長を中心に確認し、不備がある場合には業者に対して是正を求めることとしました。</p>	措置済	令和6年度
10	危機管理課 （令和5年度の所管課は危機管理総室）	積算根拠の在り方について（業者からの参考見積）	<p>委託契約マニュアルにおいては、積算方法として、業者から参考見積を徴取し、それを精査して積算根拠とする場合には、「なるべく2者以上から参考見積依頼をすること」とされているが、本件委託業務は1者のみからの参考見積をそのまま積算価格（予算と同額）に採用しており、複数業者からの参考見積を基に室として十分な精査を行っているとは言えず、マニュアルの趣旨に合致した積算ができているとは言えない。</p> <p>委託業務の積算においては、より慎重かつ精度の高い積算を行う必要があることから、危機管理総室は、マニュアルの趣旨に従って2者以上から参考見積を徴取するとともに、その比較衡量等により、適切に精査を行ったうえで、積算価格を定める必要がある。</p> <p>また、本件委託業務は「設計業務等標準積算基準書」（国土交通省）を基礎としていることを事業者から聴取しているとのことであるが、当該参考見積を採用する場合には、その作成条件が業務に合致しているかどうかを含め、個別具体的な内容を把握したうえで、積算資料において、積算根拠に使用できると判断した根拠を示して説明責任を果たす必要がある。</p>	<p>参考見積書の徴取に当たっては、なるべく2者以上から参考見積依頼をすべきでしたが、過去の実績や類似例がなく、どのような業者に参考見積を依頼するか検討する時間的余裕も無かったため、1者のみからの参考見積を積算価格に採用してしまいました。</p> <p>令和6年度における委託業務の実施に当たっては、委託契約マニュアルに従い2者以上へ参考見積の提出を依頼しました。そして、2者以上の参考見積を比較衡量等により適切に精査を行ったうえで積算価格を定め、予定価格調書を作成することとしました。</p> <p>また、積算資料の記載内容については、技術士単価の引用元や理由など積算に要した情報について明記していきます。</p>	措置済	令和6年度
11	危機管理課 （令和5年度の所管課は危機管理総室）	再委託可否に関する記載内容の相違について	<p>本件委託業務の場合、実際に再委託は行われていないが、再委託に関する規定が契約書と個人情報の保護に関する取扱仕様書で不整合が生じていることで、再委託の可否が不明瞭となっている。</p> <p>再委託可否に関して、各契約書類間の記載内容を整合させる必要がある。</p>	<p>今回の不備は、委託契約書と個人情報の保護に関する取扱仕様書との整合性を確認せずに契約したことによるものです。</p> <p>委託契約書作成時には、条項の引用元や引用先を確認するなど、関係書類の整合性及び正確性を確保するため、係長を中心としたチェック体制を強化することとしました。</p>	措置済	令和6年度

令和5年度 包括外部監査結果に係る対応状況一覧

特定の事件（テーマ）：委託契約に関する財務事務の執行について（これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む）

指摘事項	55項目
措置報告項目	53項目

（令和8年6月22日時点）

	担当課	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
12	DX推進課 （令和5年度の所管課はデジタル化推進課）	積算根拠の在り方について（客観的な積算資料の作成）	<p>単価について、公共工事の設計業務委託の単価を用いているが、仕様書に記載されている本件委託業務の内容である、①静岡市の社会経済において直面する課題、各関係団体の課題やニーズ、スマートシティを推進するために必要な事項等のヒアリング調査、②スマートシティのビジョン策定、③スマートシティ推進団体の設立運営、④スマートシティの具体的な事業モデルの検討は、明らかに公共工事と異なり、当該単価を用いることに直ちに根拠があるとは言えないため、当該算定が他の方法よりも合理的であると判断しているのであれば、その根拠を積算資料において示す必要がある。</p> <p>日数について、必要な人員数や日数が仕様書と積算資料を見ても明らかではない。デジタル化推進課が業務について相談した事業者から口頭で聞き取っている会議の回数など、積算に必要な数値及び内容について、他者が客観的に事後的に検証できる程度には積算資料に記載すべきである。</p> <p>その他原価については、設計業務等標準積算基準書の考え方に基づいて、「(直接人件費×35%/(1-35%))」と算定しているが、その他原価の内訳や当該事業への適合性は不明である。まず、仕様書においてその他原価として必要な項目について、可能な限り客観的に明示すべきである。そのうえで、積算資料においても当該原価の構成要素に基づき、適切な積算を行っていることを明示すべきである。</p> <p>一般管理費についても、設計業務等標準積算基準書の考え方に基づいて「(直接人件費+その他原価)×35%/(1-35%))」と算定しているが、一般管理費として、合理性をもって説明可能かどうかについては、疑問である。</p> <p>したがって、各積算内容がどのように見積もられているか、設計業務等標準積算基準書等を参考にすることの適合性についても、仕様書及び積算資料において、一定の説明がなされる必要がある。</p>	<p>単価について 今回の委託業務の積算においては、事業者から徴取した参考見積の単価及び積算内容、業務内容の聞き取りを踏まえ、本業務に類似するコンサルティング型業務として、国交省の示す設計業務委託等技術者単価（以下「設計業務委託単価」という。）を参考に積算根拠を作成することが合理的であると判断しました。</p> <p>しかし、積算資料上、客観的に設計業務委託単価を積算に活用することの妥当性を判断できる情報が不足していたことから、今後同様のケースにおいては、事業者からの参考見積の徴取に加え、他都市における同様の業務の契約金額の精査を含む市場調査を実施し、委託単価データを収集することで、適正な単価を算定し、設計業務委託単価の活用の合理性も踏まえ、積算資料に詳細な根拠を記載することとしました</p> <p>日数について 仕様書と積算資料において、具体的な人員数や日数が明確に示されていないため、過去の同様事業や事業者から得た情報を参考にして、会議の回数や必要な人員数、日数を積算資料に詳細に記載することとしました。</p> <p>その他原価について その他原価の算定方法において、内訳や事業への適合性が不明であったため、仕様書においてその他原価として必要な項目を明示し、積算資料において、当該原価の構成要素に基づき適切に積算されていることを明示することとしました。</p> <p>一般管理費について 一般管理費の算定方法については、設計業務等標準積算基準書の考え方に基づいて算出しましたが、その適合性を検討し、積算資料において、その妥当性についての説明を追加することとしました。</p>	措置済	令和6年度
13	DX推進課 （令和5年度の所管課はシステム管理課）	検収した重要情報の管理について	<p>本件委託業務の受託者が提供している証明書発行アプリケーションに管理者としてログインすれば、端末が庁内の無線LAN接続するための証明書を発行できるという点で、当該アプリケーションの管理者IDやパスワードは、情報セキュリティ上の特権的なアクセス権限の一つである。</p> <p>静岡市のセキュリティポリシーにおいては、このような特権的なアクセス権限に係るID及びパスワードは「厳重に管理」することとされているが、現状はこのID及びパスワードが記載された簿冊は、システム管理課の執務室において一般的な鍵付きのロッカーに保存されている状況である。</p> <p>確かに、システム管理課は他の所属とは異なり、執務室自体に鍵がかかるようになっているため、勤務時間外に部外者が入室して施錠されたロッカーの中を見ることは一定程度困難である。</p> <p>しかし、勤務時間中の執務室は解放されており、庁内の者の入室は比較的容易であることから、本件委託業務によって検収した重要情報を「厳重に管理」し、情報の漏洩リスクを防止する観点で、現在の管理方法が十分に適切なものであるかどうかについては疑問である。</p> <p>この点、実際の静岡市市政総合ネットワークへの接続については、これ以外のアクセス権限も必要となることから、市のネットワークセキュリティ全体を疑問視するものではないが、より強力なセキュリティ対策を講じるという観点からは、システム管理課は現状の無線LAN接続の証明書発行アプリケーションに係る情報の管理方法を見直す必要がある。</p>	<p>当課には、生体認証により保護されたエリア（以下「保護エリア」という。）が設置されています。この保護エリアへは生体認証システムに登録された限定職員のみ入室が許可されていること、また、同システムのログ管理機能により入室職員のID及び入室時間が記録されていること等、セキュリティが確保されている場所となっています。</p> <p>今回の御指摘を受け、当該簿冊を含む重要書類については、執務室内の鍵付きロッカーから当該保護エリアにある保管庫に移動し、より厳重な管理下に置くこととしました。</p>	措置済	令和6年度

令和5年度 包括外部監査結果に係る対応状況一覧

特定の事件（テーマ）：委託契約に関する財務事務の執行について（これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む）

指摘事項	55項目
措置報告項目	53項目

（令和8年6月22日時点）

	担当課	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
14	DX推進課 （令和5年度の所管課はシステム管理課）	事業者選定条件の適切性について	<p>セキュリティ監査と研修以外に、緊急時に市の対応組織の運用や証拠保全のための現地調査の支援対応をすることを理由として、静岡市内に公認情報セキュリティ監査人が常駐していることを要件としているが、地理的に静岡市は東京・名古屋・神奈川、又は、同じ県内の浜松等の大都市から短時間で通える距離にあり、緊急時の対応の観点で市内に常駐することは必須要件とは言い難い。また、緊急時に他都市の担当者が対応できないような即時性のある証拠保全の対応を行うことについてはまでは仕様書にも契約書にも記載されていない。</p> <p>また、本件委託業務を行える事業者が1者しかいないことが事実であれば、当該事業者が受託できないような事態になった場合、それ自体が市のセキュリティ監査体制の持続性に係るリスクであるといえる。</p> <p>したがって、システム管理課は、今一度業務の本質的な目的に照らして単独随意契約理由について検討する必要がある。</p> <p>また、結果的に合理的な理由がない場合は、原則として競争性を確保した調達方法に切り替える必要がある。</p>	<p>当該業務については、令和6年度の事業実施において契約方法を複数者の見積りによる随意契約に変更し、競争性を確保した調達方法としました。</p> <p>また併せて、見積参加者の選定条件として、①セキュリティ監査の資格所持と②東海地方の自治体を対象に監査が実施できることを設定し、業務遂行に必要な技術力を担保することとしています。</p> <p>今後は、今回の御指摘を踏まえ、引き続き競争性を確保できるよう適正な業者を選定することとしました。</p>	措置済	令和6年度
15	DX推進課 （令和5年度の所管課はシステム管理課）	事業者選定条件の適切性について	<p>地方公共団体の契約は、一般競争入札が原則であり、随意契約の中でも単独随意契約は特に例外的な業者選定方法であり、やむを得ない場合に限り適用すべき方法である。</p> <p>システム管理課は、「自社開発のIT資産管理システムを所有せず、公平・中立な立場からIT資産管理適正化支援業務を実施できること。」を本件委託業務実施の条件としている。しかしながら、自社開発のIT資産管理システムを所有していることが、直ちに公平・中立な立場から業務を実施するうえでの支障になるという説明については疑問であり、むしろ、システム開発を通じたIT資産管理の知識経験を有していると考えられる。</p> <p>そのため、株式会社クロスビートも業務を実施できる者に該当する余地があると考えられるが、これを除外している理由が管理文書上明確とは言えない。また、みのり監査法人を除外している理由も同様である。</p> <p>したがって、システム管理課は、本件委託業務を単独随意契約にて実施するのであれば、市の設定する要件に合致した1者を示すだけでなく、他に該当する業者が存在しないと判断した理由について自らが十分に検証を行ったことを明確に記録する必要がある。</p> <p>また、結果的に十分な検証ができないのであれば、原則として競争性を確保した調達方法に切り替える必要がある。</p>	<p>当該業務については、令和4年度を最後に委託による事業実施をやめ、令和5年度からは当課職員によるIT資産管理監査に切り替えたため、現在は調達事務を行っていません。</p> <p>今後は、他事業につきましても、今回の御指摘を踏まえて、適正な業者を選定することとしました。</p>	措置済	令和6年度
16	財政課	積算根拠の在り方について（業者からの参考見積）	<p>委託契約マニュアルにおいては、積算方法として、業者から参考見積を徴取し、それを精査して積算根拠とする場合には、「なるべく2者以上から参考見積依頼をすること」とされているが、本件委託業務は1者のみからの参考見積をそのまま積算価格（予算と同額）に採用しており、複数業者からの参考見積を基に課として十分な精査を行っているとは言えず、マニュアルの趣旨に合致した積算ができているとは言えない。</p> <p>委託業務の積算においては、より慎重かつ精度の高い積算を行う必要があることから、財政課はマニュアルの趣旨に従って2者以上から参考見積を徴取するとともに、その比較衡量等により、適切に精査を行ったうえで、積算価格を定める必要がある。</p>	<p>令和6年度における委託業務の実施に当たり、委託契約マニュアルの趣旨に従い2者へ参考見積の提出を依頼し、4月25日にこれを徴取しました。</p> <p>2者の参考見積を比較衡量等により適切に精査を行ったうえで積算価格を定め、5月27日に予定価格調書を作成しました。</p>	措置済	令和6年度
17	公営競技事務所	「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契約課提出について	<p>委託契約マニュアルにおいて、契約課への「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の提出の必要性は明記されており、市として必要な反社チェックを完遂しないまま、契約業務を遂行することは不適切である。</p> <p>したがって、公営競技事務所は、「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等を入手することとめ、適切に契約課に提出するところまでを管理する必要がある。</p>	<p>暴力団排除に関する誓約書兼同意書は受領していましたが、契約課への提出を失念していたことから、誓約書兼同意書の受領及び契約課への提出状況に関するチェックリストを作成しました。</p> <p>今回の御指摘を踏まえて、今後は誓約書兼同意書を契約課へ提出する際に、担当者と係長がチェックリストを使用し、必要となる誓約書兼同意書が全てそろっていることを事前に確認します。</p>	措置済	令和6年度

令和5年度 包括外部監査結果に係る対応状況一覧

特定の事件（テーマ）：委託契約に関する財務事務の執行について（これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む）

指摘事項	55項目
措置報告項目	53項目

（令和8年6月22日時点）

	担当課	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
18	公営競技事務所	再委託先から徴収する再委託契約書の確認について	<p>地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定したうえで、契約の履行確保を図るものであり、その相手方以外の者に契約を履行させることである再委託は、適切な履行の観点からは認めることはできないものである。しかし、例外として業務の性質や相手方の特殊性から、契約の履行確保を図るために社会通念上妥当であると認められる場合に限り、再委託を認めている。この点、委託契約マニュアルにおいても、厳格な要件が定められている観点からは、再委託先による更なる委託（いわゆる、再々委託契約）などというものは、市としては当然に認めていないものとなる。</p> <p>しかしながら、上記のような再委託契約文言に照らすと、実質的に再々委託契約が実施可能と読み取ることができる状況であると言わざるを得ず、当事者の故意又は誤認により再々委託契約が生じてしまうリスクが温存されており、不適切な契約書類の記載であるといえる。</p> <p>委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、公営競技事務所は、入手した再委託契約書を適切に確認し、市として不適切と認める条項等がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させなければならない。又は、あらかじめ市として不適切とする事項を伝達して適切な再委託契約書の作成と提出をするように指示又は指導する必要がある。</p>	<p>再委託先34社のうち、30社の再委託契約書において、実質的に再々委託契約が実施可能と読み取れる条項があったことは、再委託契約書の内容の確認不足によるものです。</p> <p>委託事業者に対して、再々委託契約は認めていないことを改めて指導したうえで、令和6年度の事業に係る再委託契約書の該当する条項が削除されていることを確認しました。</p> <p>今回の御指摘を踏まえて、今後は再委託契約書に再々委託契約が実施可能と読み取ることができる内容がないか事前に確認します。</p>	措置済	令和6年度
19	公営競技事務所	再委託先から徴収する再委託契約書の準用規定の確認について	<p>この件についても、委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、公営競技事務所は、入手した再委託契約書を適切に確認し、市として必要な条項等の有無を把握し、不足や条項の規定方法に修正すべき箇所がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させなければならない。又は、あらかじめ市として再委託契約においても遵守すべきとする事項を伝達して適切な再委託契約書の作成と提出をするように指示又は指導する必要がある。</p> <p>特に本件委託業務は、委託事業者との基本契約の条項を準用するとしても、実務上34件もある再委託先のすべてに当該基本契約書を共有することは想定されていない。これに鑑みると、各再委託契約に準用規定を設けること自体が現実的ではないことから、個別の再委託契約書が市として認めうる内容になっているかどうかについて確認したうえで、必要に応じて適切な指示や指導を行う必要がある。</p> <p>特に「個人情報の保護に関する事項」や、「暴力団排除に関する事項」については、再委託先においても十分に遵守すべき重要な事項であることから、再委託契約書に関するチェックや指導体制についても再検討を要するものと考えます。</p>	<p>今回の御指摘を踏まえて、基本契約の次回更新となる令和8年度から再委託に関する準用規定を削除します。今後は、「個人情報の保護に関する事項」や「暴力団排除に関する事項」といった再委託契約書に市として必ず設けるべき条項が盛り込まれていることを事前に確認することとし、条項に不足がある場合は、担当の係から指導することとします。</p> <p>また、個人情報の保護に関する規定がなかった3件のうち、令和6年度も継続して再委託契約をしている2件については、新たに個人情報の保護に関する規定を追加するよう指導し、「個人情報の保護に関する事項」が規定されていることを確認しました。</p> <p>これに加えて、令和6年度に再委託を承認するに当たっては、「暴力団排除に関する事項」が規定されていることを確認しました。</p>	措置済	令和6年度
20	公営競技事務所	積算根拠の在り方について（事業団の管理運営費）	<p>本件委託業務において、事業団の収支と委託料の関係から判断して、実質的に当該委託料が事業団の収入の95%超を占めており、委託料の内訳としても、役員報酬（役員給与）をはじめ、消耗品費等のように、結果的に事業団という組織の管理運営費を含む全体的な収支が本件委託料によって賄われるように設計されている状況である。</p> <p>この点、委託業務の適正な対価と委託先である事業団の運営費用の関係性が曖昧になっているため、委託料は本来、契約及び仕様書上の業務を遂行するために必要な費用を個別に積み上げて算出すべきものであることに鑑みると、不適切な積算である。</p> <p>したがって、公営競技事務所は、現状の積算方法を見直し、委託業務として適正な対価を算定する必要がある。</p>	<p>積算根拠の中の役員報酬（役員給与）や消耗品費といった管理運営費と捉えられかねない項目について、実態は人件費等の委託業務の対価として必要な積算であることから、令和6年度の事業に係る積算より、役員報酬（役員給与）を人件費（作業員）、消耗品費を選手用消耗品類（茶・日用品等）へ項目の名称を改めました。</p>	措置済	令和6年度

令和5年度 包括外部監査結果に係る対応状況一覧

特定の事件（テーマ）：委託契約に関する財務事務の執行について（これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む）

指摘事項	55項目
措置報告項目	53項目

（令和8年6月22日時点）

	担当課	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
21	公営競技事務所	単独随意契約の理由の記載箇所について	<p>本件委託業務の実施に当たり、業者選定機関である部会への提出資料に単独随意契約の理由を含む業者選定理由を示すことは当然であり、これは実施されていた。一方で、委託契約マニュアルに基づく、単独随意契約の理由の記載の確保がなされていなかった点で不適切である。</p> <p>同マニュアルが「見積結果表」に記載を求めた趣旨は、単独随意契約の理由が「静岡市における委託契約その他の各種契約に係る入札情報等の公開に関する要綱」に基づく公表の対象であり、これを示すための結果資料が「見積結果表」であるからである。</p> <p>したがって、公営競技事務所は、改めてマニュアルを確認し、その趣旨に沿った運用を適切に実施する必要がある。</p>	<p>見積結果表への単独随意契約の理由の記載を失念しておりました。今回の御指摘を踏まえて、改めて課内職員に対して、「見積結果表」に単独随意契約の理由の記載を求める趣旨を含め、適正な事務の執行を指導しました。今後は、委託契約マニュアルを確認しながら、適正な事務処理を行います。</p>	措置済	令和6年度
22	公営競技事務所	再委託先から徴収する再委託契約書の確認について	<p>地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定したうえで、契約の履行確保を図るものであり、その相手方以外の者に契約を履行させることである再委託は、適切な履行の観点からは認められないものである。しかし、例外として業務の性質や相手方の特殊性から、契約の履行確保を図るために社会通念上妥当であると認められる場合に限り認められているものであり、委託契約マニュアルにおいても、厳格な要件が定められている観点からは、再委託先による更なる委託（いわゆる、再々委託契約）などというものは、市としては当然に認めていないものとなる。</p> <p>しかしながら、上記のような再委託契約文言（2項ただし書き）に照らすと、実質的に再々委託契約が実施可能と読み取ることができる状況であると言わざるを得ず、当事者の故意又は誤認により再々委託契約が生じてしまうリスクが温存されており、不適切な契約書類の記載であるといえる。</p> <p>委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、公営競技事務所は、入手した再委託契約書を適切に確認し、市として不適切と認める条項等がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させなければならない。又は、あらかじめ市として不適切とする事項を伝達して適切な再委託契約書の作成と提出をするように指示又は指導する必要がある。</p>	<p>再委託契約書において、実質的に再々委託契約が実施可能と読み取れる文言があったことは、再委託契約書の内容の確認不足によるものでした。委託業者に対して、再々委託契約は認めていないことを改めて指導したうえで、令和6年度の事業に係る再委託契約書の該当する文言が削除されていることを確認しました。今回の御指摘を踏まえて、今後は再委託契約書に再々委託契約が実施可能と読み取ることができる内容がないか事前に確認します。</p>	措置済	令和6年度
23	公営競技事務所	再委託先から徴収する再委託契約書の準用規定の確認について	<p>この件についても、委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、公営競技事務所は、入手した再委託契約書を適切に確認し、市として必要な条項等の有無を把握し、不足や条項の規定方法に修正すべき箇所がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させなければならない。又は、あらかじめ市として再委託契約においても遵守すべきとする事項を伝達して適切な再委託契約書の作成と提出をするように指示又は指導する必要がある。</p> <p>特に今回、明記が漏れていた条項は第13条「個人情報の保護に関する事項」、第17条「市長への報告」と再委託先においても十分に遵守すべき重要な事項と考えられるものである。このような観点からも再委託契約書に関するチェックや指導体制についても再検討を要するものとする。</p>	<p>市と委託先との契約書に規定されていた再委託契約書に準用すべき条項のうち、「個人情報の保護に関する事項」及び「市長への報告」の明記が漏れていたため、委託事業者に指示し、令和6年度の事業に係る再委託契約書へ当該条項が追加されたことを確認しました。今後は再委託契約書に市として必ず設けるべき条項が盛り込まれていることを事前に確認します。</p>	措置済	令和6年度

令和5年度 包括外部監査結果に係る対応状況一覧

特定の事件（テーマ）：委託契約に関する財務事務の執行について（これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む）

指摘事項	55項目
措置報告項目	53項目

（令和8年6月22日時点）

	担当課	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
24	市民自治推進課	積算根拠の在り方について（十分な精査）	<p>委託契約マニュアルによれば、積算方法について、市が設定した積算基準を適用するほか、「業者からの参考見積を徴取し、それを精査して積算根拠とする」と定められている。</p> <p>本件委託業務は単独随意契約であり、価格の競争原理が働かないことから、業者からの参考見積をそのまま積算価格とするのではなく、価格の内訳について十分に精査する必要がある。</p> <p>この点、本件委託業務は委託業者からの参考見積書について、その具体的な内訳明細について業者に聴取できておらず、かつ課内での検証についても過去の同種業務の積算金額を参照しているのみで、業務のための積算の内訳確認を行っていないため、業者からの参考見積書について、十分な精査が出来ているとは言い難い状況であり、不適切な対応である。</p> <p>そのため、市民自治推進課は、業者からの参考見積の入手に加えて、その内訳明細について、業者からの聴取や課内での積算等、十分な精査を行ったうえで積算根拠とする必要がある。</p> <p>また、同種業務として参照した臨時特別給付金委託業務の積算方法については、人件費は単価×時間×人数で積算し、直接経費は個別費用として積算が行われている。一方で一般管理費については上記経費合計金額の10%とされており、当該積算方法となっている理由や10%を採用している根拠が不明確である。</p> <p>そのため、不明瞭な積算を防止する観点から、市民自治推進課は、一般管理費として想定している項目について、過年度における実績等、個別具体的な内容を把握するなど、合理的に説明可能な水準を確保したうえで、実務的に効率的な算定方法を採用し、積算金額を決定する必要がある。</p>	<p>当該業務については、令和4年度に電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、緊急支援給付金を支給したものです。</p> <p>不適切な事項が発生した原因としては、実施までに至急を要する業務であったことから精査が十分でなかったことが考えられます。</p> <p>今後は、今回の指摘事項を踏まえて、今回の業務のような臨時的かつ実施までに至急の対応を要する業務であっても、課内で実施している他の委託業務と同様に課内での積算や業者からの聴取等により十分な精査を行ったうえで積算根拠を決定していくこととしました。</p>	措置済	令和6年度
25	歴史文化課	個人情報に関する契約書条項及び「個人情報の保護に関する取扱仕様書」について	<p>歴史文化課は、再委託契約等を受諾する際、再委託時の契約書等に委託契約書の個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記する必要があることを、受託者に対して周知・徹底を図る必要がある。</p>	<p>再委託を認める業務委託において、再委託契約等を受諾する際は、再委託時の契約書等に個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記する必要があることを、課員全員に周知しました。</p> <p>その上で、今後、再委託を認める業務を発注する場合は、受託者に対し契約書への明記を徹底するよう、都度指示していくこととし、再委託時の契約書等の写しの提出を受けた際は、業務担当者及び係長が確認した上で課内供覧することとしました。</p> <p>また、今回の指摘事項を踏まえ、リスクチェックシートの見直しを実施し、当該措置事項の対応策等について、今後も引き継いでいくこととしました。</p>	措置済	令和6年度
26	歴史文化課	個人情報に関する契約書条項及び「個人情報の保護に関する取扱仕様書」について	<p>歴史文化課は、再委託契約等を受諾する際、再委託時の契約書等に委託契約書の個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記する必要があることを、受託者に対して周知・徹底を図る必要がある。</p>	<p>再委託を認める業務委託において、再委託契約等を受諾する際は、再委託時の契約書等に個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記する必要があることを、課員全員に周知しました。</p> <p>その上で、今後、再委託を認める業務を発注する場合は、受託者に対し契約書への明記を徹底するよう、都度指示していくこととし、再委託時の契約書等の写しの提出を受けた際は、業務担当者及び係長が確認した上で課内供覧することとしました。</p> <p>また、今回の指摘事項を踏まえ、リスクチェックシートの見直しを実施し、当該措置事項の対応策等について、今後も引き継いでいくこととしました。</p>	措置済	令和6年度
27	ごみ減量推進課	「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契約課提出について	<p>委託契約マニュアルにおいて、契約課への「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の提出の必要性は明記されており、市として必要な反社チェックを完遂しないまま、契約業務を遂行することは不適切である。</p> <p>したがって、ごみ減量推進課は、必要書類を確実に入手し、適切に契約課に提出するところまでを管理する必要がある。</p>	<p>災害により突発的に発生した業務のため課内体制を整えることができず、確認不足により必要書類を全てそろえないまま契約業務を遂行してしまいました。当該業務については、例年実施する業務ではなく、令和6年度の実施はありませんが、委託業務全般に該当する事項であるため、当課のリスクチェックシートに当該事項に係る項目を追加しました。</p> <p>今後は今回の御指摘を踏まえて、当課で実施する全ての委託業務について、契約時にリスクチェックシートによる確認を行い、添付書類等入手すべき書類の收受について漏れがないか、各係内において複数人でチェックする体制を整え、引き続き適切な契約業務を実施することとしました。</p>	措置済	令和6年度

令和5年度 包括外部監査結果に係る対応状況一覧

特定の事件（テーマ）：委託契約に関する財務事務の執行について（これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む）

指摘事項	55項目
措置報告項目	53項目

（令和8年6月22日時点）

	担当課	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
28	ごみ減量推進課	個人情報の保護に関する規定の再委託先への準用について	<p>本件委託業務は、契約書の別紙である個人情報の保護に関する取扱仕様書において、業務の再委託をする場合には、再委託先と締結する契約に係る契約書等に個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならないと記載されているが、再委託先の契約書上には当該記載がなく、不整合が生じている。</p> <p>本件委託業務は実際には個人情報を取り扱う業務ではないが、ごみ減量推進課は契約内容遵守の観点から、再委託先との契約内容にも個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記すべきである。もしくは、個人情報の取り扱いが無いことが明確な場合には、予め記載を削除することが妥当かどうか、法務部門や個人情報の所管部門等に問い合わせを行い適切な対応を取ることが必要である。</p>	<p>「個人情報の取り扱いが無いことが明確な場合には、予め記載を削除することが妥当かどうか」については、政策法務課及び個人情報の所管部門である総務課に、個人情報の取り扱いが無いことが明確な場合には予め該当項目の記載の削除をして構わない旨、確認しました。また、当該業務については、例年実施する業務ではなく、令和6年度の実施はありませんが、委託業務全般に該当する事項であるため、当課のリスクチェックシートに当該事項に係る項目を追加しました。</p> <p>今後は今回の御指摘を踏まえて、当課で実施する全ての委託業務について、契約時にリスクチェックシートによる確認を行います。また、業務内容に個人情報の取扱いがあり、個人情報の保護に関する規定を記載する場合には、再委託先との契約内容にも個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記することとし、引き続き適切な契約事務を実施することとしました。</p>	措置済	令和6年度
29	ごみ減量推進課	再委託先から徴収する再委託契約書の確認について	<p>地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定したうえで、契約の履行確保を図るものであり、その相手方以外の者に契約を履行させることである再委託は、適切な履行の観点からは認められないものである。しかし、例外として業務の性質や相手方の特殊性から、契約の履行確保を図るために社会通念上妥当であると認められる場合に限り、再委託を認めている。この点、委託契約マニュアルにおいても、厳格な要件が定められている観点からは、市が把握することのできない再委託については、当然に認められないことになる。</p> <p>しかしながら、現状の株式会社建設技術研究所と株式会社埼玉環境サービスの間で適用される契約約款には、再委託承認書で事前承認されている範囲を超えるさらなる再委託が可能と読み取られる条項が含まれているため、当事者の故意又は誤認により更なる委託契約が生じてしまうリスクが温存されており、不適切な契約書類の記載であるといえる。</p> <p>委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、ごみ減量推進課は、入手した契約書類を適切に確認し、市として不適切と認める条項等がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させなければならない。又は、あらかじめ市として不適切とする事項を伝達して適切な再委託契約書等の作成と提出をするように指示又は指導する必要がある。</p>	<p>再委託に関する契約書等の写しを確認してはいましたが、確認が徹底できておらず、故意等による更なる委託契約が行われるリスクまで適正な確認ができていませんでした。</p> <p>当該業務については、例年実施する業務ではなく、令和6年度の実施はありませんが、委託業務全般に該当する事項であるため、当課のリスクチェックシートに当該事項に係る項目を追加しました。</p> <p>今回の御指摘を受け、再委託契約を承認する際には、委託業者と再委託業者間の契約書類の内容について厳格に確認を行います。再々委託が可能となると読み取れるなど、不適切な契約内容の場合には委託事業者への指示及び指導を行い、引き続き適切に契約事務を管理することとしました。</p>	措置済	令和6年度
30	ごみ減量推進課	個人情報の保護に関する規定の再委託先への準用について	<p>本件委託業務は、契約書の別紙である個人情報の保護に関する取扱仕様書において、業務の再委託をする場合には、再委託先と締結する契約に係る契約書等に個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならないと記載されているが、再委託先の契約書上には当該記載がなく、不整合が生じている。</p> <p>本件委託業務は実際には個人情報を取り扱う業務ではないが、ごみ減量推進課は契約内容遵守の観点から、再委託先との契約内容にも個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記すべきである。もしくは、個人情報の取り扱いが無いことが明確な場合には、予め記載を削除することが妥当かどうか、法務部門や個人情報の所管部門等に問い合わせを行い適切な対応を取ることが必要である。</p>	<p>「個人情報の取り扱いが無いことが明確な場合には、予め記載を削除することが妥当かどうか」については、政策法務課及び個人情報の所管部門である総務課に、個人情報の取り扱いが無いことが明確な場合には予め該当項目の記載の削除をして構わない旨、確認しました。また、当該業務については、例年実施する業務ではなく、令和6年度の実施はありませんが、委託業務全般に該当する事項であるため、当課のリスクチェックシートに当該事項に係る項目を追加しました。</p> <p>今後は今回の御指摘を踏まえて、当課で実施する全ての委託業務について、契約時にリスクチェックシートによる確認を行います。また、業務内容に個人情報の取扱いがあり、個人情報の保護に関する規定を記載する場合には、再委託先との契約内容にも個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記することとし、引き続き適切に契約事務を実施することとしました。</p>	措置済	令和6年度

令和5年度 包括外部監査結果に係る対応状況一覧

特定の事件（テーマ）：委託契約に関する財務事務の執行について（これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む）

指摘事項	55項目
措置報告項目	53項目

（令和8年6月22日時点）

	担当課	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
31	収集業務課	再委託先から徴収する再委託契約書の確認について	<p>地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定したうえで、契約の履行確保を図るものであり、その相手方以外の者に契約を履行させることである再委託は、適切な履行の観点からは認められないものである。しかし、例外として業務の性質や相手方の特殊性から、契約の履行確保を図るために社会通念上妥当であると認められる場合に限り、再委託を認めている。この点、委託契約マニュアルにおいても、厳格な要件が定められている観点からは、市が把握することのできない再委託については、当然に認められないことになる。</p> <p>しかしながら、現状の西日本電信電話株式会社静岡支店とNDSインフォス株式会社の間で締結された契約に係る契約書には、再委託承認書で事前承認されている範囲を超えるさらなる再委託が可能と読み取られる条項が含まれているため、当事者の故意又は誤認により更なる委託契約が生じてしまうリスクが温存されており、不適切な契約書類の記載であるといえる。</p> <p>委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、収集業務課は、入手した再委託契約書（再々委託契約書を含む）を適切に確認し、市として不適切と認める条項等がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させなければならない。又は、あらかじめ市として不適切とする事項を伝達して適切な再委託契約書等の作成と提出をするように指示又は指導する必要がある。</p>	<p>同業務については、不燃・粗大ごみ戸別収集の実施のための受付業務、受付に必要なシステム整備、機器の保守などを委託することで、民間企業の高度な専門知識と技術を十分に活用し、不燃・粗大ごみ収集業務の効率的かつ安定的な運営体制を確保することを目的として事業を行っており、業務の遂行に当たっては、システム構築、機器整備等の設備投資を要するため、業務準備期間6か月以上と業務遂行期間5年間の債務負担行為に基づく委託契約です。</p> <p>御指摘の契約は令和5年3月31日で終了していますが、令和4年8月10日から令和10年3月31日までの新規契約を締結しています。現契約についてもシステム開発、システム保守管理について再委託を想定して契約していますが、今回の御指摘を踏まえまして、受託者に対し、再委託先による再委託を行わないように指導しました。また、今後、同様に再委託を要する委託契約を締結する際には、契約課が示す「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」に沿って手続きを進めるとともに、再委託承認申請書の提出において再委託契約書（案）の添付を求めることで、さらなる再委託が可能であると読み取ることができる条項がないかを含めて、契約書の内容を確認したうえで、再委託承認書を交付します。さらに再委託承認後、再委託契約書の本書の写しを求め、再委託の内容が申請のとおりであることを確認することとしました。</p>	措置済	令和6年度
32	福祉総務課	人員体制の把握不足について	<p>委託契約マニュアルによれば、契約書又は仕様書に、契約締結後、業務開始前に従事者全員の「住所」「氏名」「年齢」等を記載した「従事者名簿」を提出する旨を記載することが規定されている。</p> <p>委託先が仕様書とおりの支援体制を整え、委託の事業目的が十分果たしていることを確認するために、また、未承認再委託防止や偽装請負防止のためにも、契約書又は仕様書に「従業員名簿」を提出する旨を記載し、実際に受領し、仕様書記載とおりの人員体制となっているかを把握する必要がある。</p>	<p>令和6年4月1日に、静岡市社会福祉協議会から静岡市暮らし・しごと相談支援センターにおける主任相談員、相談支援員、就労支援員、家計改善支援員、事務補助員の配置状況、3区の相談窓口の設置場所、職員の氏名、住所、経歴、資格の所有状況等について報告を受け、人員体制等の状況について確認をしました。</p> <p>従業員名簿を提出する旨の記載については、本契約書及び仕様書の期間が令和7年3月31日に終了するため、令和7年4月1日以降の契約書に記載する予定です。</p>	措置済	令和6年度
33	福祉総務課	積算根拠の在り方について（人件費単価の実態との乖離）	<p>予定価格の人件費単価については、実際に行うであろう業務内容に適合する技術者種別及び業務単価を選定する必要があり、実際業務を実施する技術者種別及び業務を適切に把握したうえで、適用する積算上の人件費単価を決定する必要がある。</p> <p>また、今回のように平均値を採用する場合なども含めて、具体的にどういった理由でその数値を採用したのかを合理的に説明できるように、課内で説明資料を作成しておく必要がある。</p>	<p>当該業務については、令和5年度の作業実績を基に作業内容のヒアリングと、各工程の必要な技能の精査を行い、業務を実施するうえで必要な技能を確認しました。令和6年度契約締結に係る積算に当たっては、根拠を記載するとともに、参考としている積算資料のうち、最適な技術者種別の人件費単価を用いて算出をしました。</p>	措置済	令和6年度
34	福祉総務課	積算根拠の在り方について（実績工数の把握不足）	<p>本件委託業務のようなシステム保守委託業務は実際に工数がどれくらい発生するかについて予測することが比較的難しく、過年度の実績や業者への聴取を踏まえて、予定工数を決定し、積算を行うことになる。</p> <p>この点、福祉総務課からの説明によれば、実際には、本件委託業務の受託業者は市役所に常駐して行う業務のほか、事業者の事業拠点等の市役所外からの支援業務も行っているとのことであるから、現状の工数把握では、業務の実態の把握としては不十分であると言わざるを得ない。</p> <p>そのため、福祉総務課は、実績工数を十分に把握し、本件委託業務がどのような実態で実施されているかについて検証するとともに、翌年度以降において、関連する業務委託を実施するに当たって、予定価格の積算根拠を適切に確保する必要がある。</p>	<p>当該業務においては、令和6年4月以降の月次の作業実績書にて、市役所に常駐して行う業務のほか、事業者の事業拠点等の市役所外からの支援業務も含めた技術者の実績報告を受領しました。</p> <p>今後は、今回の御指摘を踏まえて、業務に掛かる工数の実態把握に努め、次年度の委託業務に係る予定価格の積算根拠に反映させることとしました。</p>	措置済	令和6年度

令和5年度 包括外部監査結果に係る対応状況一覧

特定の事件（テーマ）：委託契約に関する財務事務の執行について（これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む）

指摘事項	55項目
措置報告項目	53項目

(令和8年6月22日時点)

	担当課	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
35	福祉総務課	積算根拠の在り方について（人件費単価の実態との乖離）	<p>予定価格の人件費単価については、実際に行うであろう業務内容に適合する技術者種別及び業務単価を選定する必要があり、実際業務を実施する技術者種別及び業務を適切に把握したうえで、適用する積算上の人件費単価を決定する必要がある。</p> <p>また、今回のように平均値を採用する場合なども含めて、具体的にどういった理由でその数値を採用したのかを合理的に説明できるように、課内で説明資料を作成しておく必要がある。</p>	<p>当該業務については、令和5年度の作業実績をもとに、作業内容、各システムへの問合せ割合、ヘルプデスク対応者の1日当たりのヘルプデスク稼働割合等のヒアリングを行い、業務を実施するうえで必要な技能等を確認しました。</p> <p>令和6年度契約締結に係る積算に当たっては、根拠を記載するとともに、該当する技術者種別の人件費単価を用いて算出しました。</p>	措置済	令和6年度
36	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部（令和5年度の所管課は福祉総務課）	積算根拠の在り方について（十分な精査）	<p>委託契約マニュアルによれば、積算方法について、「業者からの参考見積を徴取し、それを精査して積算根拠とする」、「建設工事の積算や物価資料のほか、同種業務の実績なども勘案しながら積算する」とされている。</p> <p>本件委託業務の場合、「一般管理費」が契約事務や諸経費見合いであり、必ずしも事業費に単純比例する性質のものではないにもかかわらず、積算方法が「人件費」、「報償費」、「事業費」合計額の10%とされ、「人件費」、「報償費」、「事業費」合計額の増減に影響を受ける、変動費的な積算方法となっている。また、10%を採用している根拠も乏しい。</p> <p>福祉総務課は、建設工事の一般管理費の積算方法を参考にしているとのことであるが、採用するパーセンテージやパーセンテージを乗じる基準金額自体が積算根拠として不明瞭である。</p> <p>そのため、不明瞭な積算を防止する観点から、福祉総務課は、一般管理費として想定している項目について、過年度における実績等、個別具体的な内容を把握するなど、合理的に説明可能な水準を確保したうえで、実務的に効率的な算定方法を採用し、積算金額を決定する必要がある。</p>		未措置	
37	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部（令和5年度の所管課は福祉総務課）	再委託可否に関する記載内容の相違について	<p>本件委託業務の場合、実際に再委託は行われていないが、再委託に関する規定が契約書と個人情報の保護に関する取扱仕様書で不整合が生じていることで、再委託の可否が不明瞭となっている。</p> <p>再委託可否に関して、各契約書類間の記載内容を整合させる必要がある。</p>	<p>当該業務における再委託可否については、御指摘のとおり、契約書本文と個人情報の保護に関する取扱仕様書とで不整合が生じていました。これは、契約書を作成する際に、参照すべきひな型を誤って使用してしまったために生じたものです。このため、令和6年度の契約に際しては、使用したひな型が適切なものであるかを含めて、作成した契約書と個人情報の保護に関する取扱仕様書を複数人で確認するとともに、読み合わせを行い、そごが生じないようにしました。</p> <p>今後も、同様に確認を徹底し、再発を防止していきます。</p>	措置済	令和6年度
38	障害福祉企画課	概算払い時の委託料精算の確認について	<p>「会計事務の手引き(静岡市会計室)」によれば、「概算払いした場合には、要した経費の額が確定したときに、遅滞なく概算払を受けた者に実績報告書を提出させ、精算を行う。」と規定されている。</p> <p>今回の精算時に入手していた収支決算書では、他に精算すべき経費があったにもかかわらず、精算対象に含まれていなかった。結果として、修正収支決算書の提出を受け、精算不要との回答を得たものの、本来あるべき決裁時期からは相当程度遅れている。</p> <p>また、旅費などの経費以外の支出項目については、予算額と決算額が同額であり、少なくとも光熱水費や燃料費などの支出項目は価格変動が大きい昨今の情勢を勘案すると、差額が発生して然るべきと考えられる。</p> <p>概算払い時には、実績確定後、速やかに正しい収支実績書の提出を受け、課内で十分確認し、精査したうえで、精算する必要がある。</p>	<p>「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」に係る今回の御指摘については、まず、令和6年3月18日に、「令和5年度包括外部監査結果報告書」を課内供覧し、他事業についても同様の事態が生じないよう職員全体に注意喚起を行いました。</p> <p>こと本事業に係る令和5年度の委託料精算においては、各支出項目に係る予算額と決算額の違いについても留意しながら、十分に確認、精査を行いました。</p> <p>令和6年度において、令和6年度所属職員にも今回の外部監査報告書の周知を行い、会計事務を新たに従事する職員に対して「令和6年度会計事務研修会」を受講させました。本事業の担当者も新任となったため、令和6年5月1日に今回の御指摘を説明のうえ、同月9日に上記会計研修を受講させ、精算事務も含めた会計事務を適切に執行できるよう取組を進めました。</p> <p>今後も、係長が声掛けや決裁時の確認を着実に実施していくことで、引き続き、適時適切な書類の提出を受けるとともに、課内で十分確認し、精査したうえで、精算するよう取り組んでいきます。</p>	措置済	令和6年度

令和5年度 包括外部監査結果に係る対応状況一覧

特定の事件（テーマ）：委託契約に関する財務事務の執行について（これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む）

指摘事項	55項目
措置報告項目	53項目

(令和8年6月22日時点)

	担当課	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
39	保健衛生医療課	積算根拠の在り方について（最新の情報に基づく積算）	積算金額は、委託契約マニュアルによれば、業者から参考見積を徴取し、又は、前年の実績等を勘案し、それを精査して積算根拠とする、と規定されている。 より精緻な、実勢を踏まえた積算金額を見積もるためには、入手しうる最新情報を積算根拠とすべきである。 そのため、毎年委託契約締結の都度、前年度の実績値や参考見積などの新たな情報を入手すべきであり、「割当事務費」についても、前々年度の令和2年度の実績値を参考にすることはなく、前年度の実績値や参考見積を入手し、積算根拠とする必要がある。	当該業務については、受託者から、令和5年度の業務完了報告書と併せて、「割当事務費」の実績値が記載された資料を受領しました。 今後は、毎年、「割当事務費」の実績値について、参考見積時において、受託者から聴取し、積算金額を見積もるための積算根拠とすることとしました。	措置済	令和6年度
40	感染症対策課 (令和5年度の所管課は新型コロナウイルス感染症対策課)	再委託先から徴収する再委託契約書の確認について	地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定したうえで、契約の履行確保を図るものであり、その相手方以外の者に契約を履行させることである再委託は、適切な履行の観点からは認められないものである。しかし、例外として業務の性質や相手方の特殊性から、契約の履行確保を図るために社会通念上妥当であると認められる場合に限り、再委託を認めている。この点、委託契約マニュアルにおいても、厳格な要件が定められている観点からは、再委託先による更なる委託（いわゆる、再々委託契約）などというものは、市としては当然に認めていないものとなる。 しかしながら、上記のような再委託契約文言に照らすと、実質的に再々委託契約が実施可能と読み取ることができる状況であると言わざるを得ず、当事者の故意又は誤認により再々委託契約が生じてしまうリスクが温存されており、不適切な契約書類の記載であるといえる。 委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、新型コロナウイルス感染症対策課は、入手した再委託契約書を適切に確認し、市として不適切と認める条項等がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させなければならない。又は、あらかじめ市として不適切とする事項を伝達して適切な再委託契約書の作成と提出をするように指示又は指導する必要がある。	指摘事項を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策に関連する全ての契約について、再委託の有無を確認するとともに、再委託を許可している業務について、委託先と再委託先の契約内容を確認したところ、再々委託を可能とする契約としていたものは、指摘を受けた3件のみであることを確認しました。 このため、委託先に対し、再委託を許可する業務については、再々委託はできない旨を指導しました。 また、令和6年度の契約の際、委託先に再委託を許可する業務については、委託先と再委託先との契約内容を確認し、再々委託ができない旨の契約内容であることを確認しました。	措置済	令和6年度
41	感染症対策課 (令和5年度の所管課は新型コロナウイルス感染症対策課)	再委託先から徴収する再委託契約書の準用規定の確認について	委託契約マニュアルにおいて、再委託に関する契約書又は請書の写しを入手することとした趣旨に鑑みると、新型コロナウイルス感染症対策課は、入手した再委託契約書を適切に確認し、市として必要な条項等の有無を把握し、不足がある場合にはこれを差し戻して、委託事業者に修正させなければならない。又は、あらかじめ市として不適切とする事項を伝達して適切な再委託契約書の作成と提出をするように指示又は指導する必要がある。 特に今回、準用の明記が漏れていた条項は、第7条「秘密の保持」、第8条「個人情報の保護に関する事項」という再委託先においても十分に遵守すべき重要な事項と考えられるものである。このような観点からも再委託契約書に関するチェック体制についても再検討を要するものと考ええる。	指摘事項を踏まえ、再委託を許可している業務について、委託先と再委託先の契約事項を確認し、再委託先においても遵守すべき条項（秘密の保持、個人情報の保護に関する事項）が記載されていない契約については、委託先に対し、契約事項として記載するなど、適切な再委託契約書とするよう指導しました。 また、令和6年度の契約の際、委託先に再委託を許可する業務については、委託先と再委託先との契約事項を確認し、「秘密の保持」、「個人情報の保護に関する事項」が記載されていることを確認するとともに、再委託先に必要な事項を遵守させるよう、委託先に指導しました。 このほか、再委託を許可する場合は、事前に委託先に対し、指摘事項を踏まえた適切な契約内容とするよう指導し、また、委託先と再委託先との契約事項を確認し、不足がある場合は修正させるよう、再委託契約書に関するチェック体制を整備しました。	措置済	令和6年度
42	感染症対策課 (令和5年度の所管課は新型コロナウイルス感染症対策課)	「業務委託契約書」と「業務仕様書」との記載内容相違について	「業務委託契約書」は一般的な契約事務事項を合意する文書であり、「業務仕様書」は詳細な業務仕様を合意する文書であり、両者は整合させる必要がある。本件委託業務の場合、委託期間に相違があり、より上位の契約書類である「業務委託契約書」に従えば、委託期間外の期間に業務を委託していたこととなる。 委託業務の内容に変更が生じた場合、その都度、契約書類はすべて実態に合わせて変更する必要があり、両者を整合させるとともに、課内においてチェックする必要がある。	指摘事項を踏まえ、現在、契約している全ての契約書について記載内容を点検し、指摘を受けた契約書以外に記載誤りがなかったことを確認するとともに、委託先と当該委託契約書の契約期間に記載誤りがあったことを共有、確認しました。 また、契約事務については、契約書作成時において、契約書、仕様書等の記載事項の誤りや、不整合がないかを確認するとともに、変更契約をした場合は、変更点が契約書、仕様書等に適切に反映されているか複数人で確認するなど、課内のチェック体制を整備しました。	措置済	令和6年度

令和5年度 包括外部監査結果に係る対応状況一覧

特定の事件（テーマ）：委託契約に関する財務事務の執行について（これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む）

指摘事項	55項目
措置報告項目	53項目

（令和8年6月22日時点）

	担当課	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
43	保健所総務課 (令和5年度の所管課は保健予防課)	委託契約書と実務上の業務手順の相違について	委託契約マニュアルによれば、委託業務は、業務完了の確認として、「検収者及び立会者は、契約書等に定める内容が確実に履行されたかの確認を慎重に行うこと。」とされている。本件委託業務では、契約書規定の業務手順と実務上の業務手順が相違しており、契約書等に定める内容が確実に履行されているとは言えないことになる。そのため、一義的には契約書の規定どおりの業務手順に従う必要があり、保健予防課は、受託者側に契約書に規定されている業務手順に従うように指導する必要がある。一方、現実において、契約書の規定どおりに事務を実施することが実務上困難な受託者が多数いることを踏まえた場合には、例えば、委託契約書において、「受託者が報告書発行後×日経過後、請求書を作成し、担当課へ提出」といった旨を追加するなど、契約書の規定を変更することも考えられる。いずれにおいても、保健予防課は、実務上の業務手順を契約書に従うように指導するか、契約書の規定を現実実務に即した規定に改めるなどの検討を行う必要がある。	御指摘の事項を踏まえ、契約書に規定する業務手順と実務上の業務手順について整合を図るため、令和6年度の契約については、市及び委託先の事務負担や事務の効率性を鑑み、実務上の業務手順に合わせるよう、契約課と協議の上、契約書の規定を改めました。また、委託先に対し、契約書に規定された業務手順を順守するよう、委託事務の手続き（事務マニュアル）を記載した文書を通知することとしました。	措置済	令和6年度
44	子ども未来課	再委託可否に関する記載内容の相違について	本件委託業務の場合、実際に再委託は行われていないが、再委託に関する規定が契約書と個人情報の保護に関する取扱仕様書で不整合が生じていることで、再委託の可否が不明瞭となっている。再委託可否に関して、各契約書類間の記載内容を整合させる必要がある。	今回の御指摘を踏まえて、担当者のみならず、係長等を含む複数の職員で、再委託の可否を含めた、各契約書類間の記載内容の整合が取れているかの確認を行うこととしました。	措置済	令和6年度
45	子ども家庭課	再委託可否に関する記載内容の相違について	本件委託業務の場合、実際に再委託は行われていないが、再委託に関する規定が契約書と個人情報の保護に関する取扱仕様書で不整合が生じていることで、再委託の可否が不明瞭となっている。再委託可否に関して、各契約書類間の記載内容を整合させる必要がある。	本件委託業務については、令和4年度単年度限りの業務であり、すでに事業が完了し支払等も全て終了していることから、契約書の修正等は行っていません。しかしながら、当課においてはそのほかにも各種委託業務があることから、担当者及び決裁過程での確認をより十分なものとするため、本指摘事項及び確認時に気を付けるべき点を課内周知しました。今後は今回の指摘事項である再委託に関する項目のみならず、契約書類間での不整合が生じないように確認することとします。	措置済	令和6年度
46	BX推進課 (令和5年度の所管課は海洋文化都市政策課)	積算根拠の在り方について（客観的な積算資料の作成）	委託契約マニュアルによれば、積算方法について、市が設定した積算基準を適用するほか、「業者からの参考見積を徴取し、それを精査して積算根拠とする」とされている。本件委託業務では、徴取した参考見積が『土木設計業務等積算基準』に基づき当該積算金額が算出されていることを確認しているが、同積算基準が想定している業務と委託業務の内容が異なるため、直ちにこれに準拠することが妥当であるかどうかの適合性に至るまでの確認が必要である。また、その他原価や一般管理費等については、参考見積の徴取時においてその具体的な内容を聴取するなど、積算根拠の妥当性についても確認しておく必要がある。この点、海洋文化都市政策課では、本件委託業務の参考見積が『土木設計業務等積算基準』に基づくことに対する判断やその他原価等の内容の聴取を一定程度行っている。しかしながら、積算資料上において、このような結果が分かる記録はなされていないため、十分な精査であったかどうかを説明するには不足があると言わざるを得ない。したがって、海洋文化都市政策課は、参考見積の入手に加えて、適用する積算基準が業務に適合しているかどうかの検証や、その他原価や一般管理費等の内容に関する事業者からの聴取等を行なった結果を積算資料において示し、積算金額が適切であると判断した根拠についての説明責任を果たす必要がある。	（仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業は、周辺地域の開発を促す面的なまちづくりを見据えた事業であり、当該施設は、施設の建築のみならず、日の出・巴川河口地区で進められているまちづくりと一体となった施設を目指しています。したがって本件委託業務では、建築だけでなく施設・空間の在り方に配慮した知見や技能を活かした助言、計画策定等の業務実施が求められることから、『土木設計業務積算基準』が想定している業務と委託業務の内容には一定程度の類似性はあるものと考え、同基準に準拠することが妥当であると判断したものです。また、参考見積の徴取時に、その他原価や一般管理費等については、具体的な経費の内容について事業者より聴取していました。今回の御指摘を受け、以上の記録を積算資料に追加しました。今後は、積算金額が適切であると判断した根拠についても、事業決裁等に明確に記載することにより、説明責任を果たすこととしました。	措置済	令和6年度

令和5年度 包括外部監査結果に係る対応状況一覧

特定の事件（テーマ）：委託契約に関する財務事務の執行について（これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む）

指摘事項	55項目
措置報告項目	53項目

（令和8年6月22日時点）

	担当課	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
47	森林政策課 （令和5年度の所管課は中山間地振興課）	契約書への個人情報保護条項の記載について	本件委託業務において、委託事業者に対して、市の個人情報の保護に関する取扱仕様書に基づいた個人情報保護の取り扱いを遵守させるためには、契約書本体においても、個人情報保護の条項を記載する必要がある。	委託業務の契約書への個人情報保護の条項の記載については、令和5年度中にそれまでの委託業務契約書への記載の有無を確認、以後発注する委託業務については記載を徹底するよう指導しました。また、令和6年度においても係内に改めて指導し、取組を継続して進めているところです。 今回御指摘いただいた個人情報保護の条項の記載に加え、委託契約書の内容全体の確認、特に長年実施している委託業務については新しく作成し直すつもりで確認するとともに、決裁ルート上でのチェックを徹底していくことで、引き続き適正な契約事務を実施します。	措置済	令和6年度
48	消防総務課	予算額と決算額の乖離について	「B型肝炎感染防止対策マニュアル」において抗体がある人は検査不要とされたという情報は、予算作成時に分かっていたものである。「B型肝炎感染防止マニュアル」における抗体保持者検査不要の情報を踏まえ、静岡市消防局としての検査の方法等の検討と決定をするために、他都市の動向や産業医の見解などを踏まえて、抗体保持者の検査不要を含めた検査対象及び方法を最終決定したが、結果として予算要求には間に合わなかった。 消防総務課は、作成時に収集可能なすべての情報に基づいて予算額を作成する必要がある、作成に必要な判断についても予算要求に間に合うようにすべきである。	当該業務については、令和5年度当初予算要求からは検査対象者の見込み人数を「対象者全員」から「対象者のうち免疫獲得がない又は不明な者」とするよう見直ししており、現在は引き続き適正な見込み人数となるよう積算しています。 今後は、当該業務以外においても予算要求時に収集可能なすべての情報に基づき、予算要求に間に合うよう判断し作成することとします。	措置済	令和6年度
49	財産管理課	「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契約課提出について	財産管理課は、委託契約マニュアルに従って自らe-Net掲示板にある「暴力団排除に関する誓約書兼同意書提出状況」の確認をし、提出がなければ、書類の受領及び契約課への提出まで責任を持って確認することが必要である。	令和5年度中に実施した外部監査人とのヒアリング等を通じて、「委託契約マニュアルに従って自らe-Net掲示板にある暴力団排除に関する誓約書兼同意書提出状況の確認をし、提出がなければ、書類の受領及び契約課への提出まで責任を持って確認することが必要である」と認識したため、令和5年9月27日に、令和5年度の産業廃棄物（PFOS含有泡消火薬剤等）収集運搬委託業務の受託者である株式会社コーシンサービスから「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」の書類を受領し、令和5年9月29日に契約課へ提出しました。 今後は、今回の御指摘を踏まえて、委託マニュアルに従って「暴力団排除に関する誓約書兼同意書提出状況」の確認をし、提出がなければ相手方に提出を求め、書類の受領及び契約課への提出まで担当者及び係長が責任を持って確認していくことで、引き続き適正な事務処理を行います。	措置済	令和6年度
50	警防課	単独随意契約の理由の記載箇所について	本件委託業務の実施に当たり、業者選定機関である部会への提出資料に単独随意契約の理由を含む業者選定理由を示すことは当然であり、これは実施されていた。一方で、委託契約マニュアルに基づく、単独随意契約の理由の記載の確保がなされていなかった点で不適切である。 同マニュアルが「見積結果表」に記載を求めた趣旨は、単独随意契約の理由が「静岡市における委託契約その他の各種契約に係る入札情報等の公開に関する要綱」に基づく公表の対象であり、これを示すための結果資料が「見積結果表」であるからである。したがって、警防課は、改めてマニュアルを確認し、その趣旨に沿った運用を適切に実施する必要がある。	御指摘の事項につきましては、委託契約マニュアルの改訂により令和4年度から見積結果表に単独随意契約の理由を記載する書式へ変更となっていたところ、従前の書式をそのまま使用していたことが原因です。 令和5年度からは業務開始前に同マニュアルの再確認を行い、見積結果表に単独随意契約の理由を記載し、マニュアルに沿った運用を実施しています。 今後も引き続き今回の御指摘を踏まえ、契約業務実施時には、航空消防係の担当者が、2名でダブルチェックし、マニュアルのとおり運用を適切に実施します。	措置済	令和6年度
51	警防課	単独随意契約の理由の記載箇所について	【指定事項50】と同様に、警防課は、単独随意契約となった理由を「見積結果表」に記載し、マニュアルとおりの運用をする必要がある。	御指摘の事項につきましては、委託契約マニュアルの改訂により令和4年度から見積結果表に単独随意契約の理由を記載する書式へ変更となっていたところ、従前の書式をそのまま使用していたことが原因です。 令和5年度からは業務開始前に同マニュアルの再確認を行い、見積結果表に単独随意契約の理由を記載し、マニュアルに沿った運用を実施しています。 今後も引き続き今回の御指摘を踏まえ、契約業務実施時には、航空消防係の担当者が、2名でダブルチェックし、マニュアルのとおり運用を適切に実施します。	措置済	令和6年度

令和5年度 包括外部監査結果に係る対応状況一覧

特定の事件（テーマ）：委託契約に関する財務事務の執行について（これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む）

指摘事項	55項目
措置報告項目	53項目

（令和8年6月22日時点）

	担当課	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
52	警防課 (令和4年度の所管課は安全対策課)	検収に係る日付の取り扱いについて	<p>定期保守報告書の日付が年度を超えた日付で発行されてしまうと、年度内に業務が完了しなかったものという疑念が残る。また、バックデートによる検収が行われている証跡が残っているのも問題であると考える。</p> <p>したがって、安全対策課は、委託先には、契約に従って、適切にその期日である3月31日までに業務を完了させることを指導することはもちろんのこと、当該期日で適切に業務を完了したことを証する「定期保守報告書」についても、同期日までに提出することを徹底させなければならない。そのうえで、その業務実績及び報告書内容が適切と認められた場合に検収を完了させる必要がある。なお、委託契約マニュアルによれば、当該検収についても適切に年度内に完了する必要があることから、適時に事業者とコミュニケーションを確保するなど、検収の遅延がないように工夫する必要がある。</p>	<p>御指摘の事項につきましては「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」の「検査・検収」に記載されている「検収の時期」について、内容を把握していなかったことが原因です。</p> <p>令和5年度の業務においては、令和6年3月に、委託事業者に契約に従って適切にその期日である3月31日までに業務を完了したことを報告するよう指導を行いました。また、当該期日に、電子メールにて「定期保守報告書」を受領し、保守業務が異常なく完了したことを確認しました。</p> <p>今後も引き続き今回の御指摘を踏まえ、契約業務実施時には企画係担当者がその都度マニュアルを確認するとともに、適時、委託事業者とコミュニケーションをとり、当該検収についても事前メールの送信や検収日を係内でダブルチェックして、適切に年度内に完了するようにします。</p>	措置済	令和6年度
53	救急課	点検報告書の発行責任者の取り扱いについて	<p>当該「点検報告書」は、実際に点検を行った再委託先である日本光電工業株式会社が発行したものがそのまま使用されており、委託先が発行責任者であるという証跡は何もなかった。委託契約書には委託先が自らの責任で完了報告をする旨が規定されているはずであるが、委託先は対外的に責任を果たしていることを評しておらず、所管所属としても、委託先がその責任を果たしていることを書面から十分に判断することができない。実際の点検は再委託先が行うにしても、救急課は、委託先の責任に基づく完了報告の書面を発行させ、これを入手するように改善する必要がある。</p>	<p>委託先は再委託先から受領した点検報告書をもって、委託業務完了報告書と代えることができると誤認しており、当課は委託先から提出された点検報告書であったため、委託先の責任の元発行された報告書であるという先入観から、発行責任者の確認が疎かになっていました。</p> <p>令和5年度における当該委託契約業務については、契約を締結した協和医科器械株式会社による点検報告書を含む委託業務完了報告書を受領しました。</p> <p>今後は、今回の御指摘を踏まえて、引き続き委託先の責任に基づく完了報告書入手することとします。</p>	措置済	令和6年度
54	指令課	「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の入手及び契約課提出について	<p>委託契約マニュアルにおいて、契約課への「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等の提出の必要性は明記されており、市として必要な反社チェックを完遂しないまま、契約業務を遂行することは不適切である。</p> <p>したがって、指令課は、「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」等を提出するように通知することとめず、必要書類を確実に入手し、適切に契約課に提出するところまでを管理する必要がある。</p>	<p>市として必要な反社チェックを完遂しないまま、契約業務を遂行していた原因は、契約課に再委託先から「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」が提出されていることの確認を失念していたことによるものです。</p> <p>今回の御指摘を踏まえて、今後は、「暴力団排除に関する宣誓書兼同意書」の提出を必要とする場合は、当課で必要書類を受領し、記載内容の確認を行った後に、契約課へ提出することとしました。</p> <p>また、再委託先がある場合は、再委託の承認前に必要書類の提出状況を確認することで、未提出のままでの業務遂行を防止することとしました。</p>	措置済	令和6年度
55	学校給食課	積算根拠の在り方について（業者からの参考見積）	<p>委託契約マニュアルによれば、積算方法について、市が設定した積算基準を適用するほか、「業者からの参考見積を徴取し、それを精査して積算根拠とする」、「なるべく2者以上から参考見積依頼すること」とされている。</p> <p>西島学校給食センター次期事業手法検討業務においては、学校給食課が事業者から参考見積を徴取し、内容の精査と委託業務の選別を行っているが、特定の1者のみからの徴取となっていた。特定の1者からの情報に偏ることなく、積算根拠を定めるうえでの比較可能性を確保するためには、他の事業者からも参考見積を徴取する必要がある。</p>	<p>令和4年度に実施した当該業務は、西島学校給食センターのPFI事業の評価とPFI事業終了後の西島学校給食センターからの学校給食提供の事業手法について検討したものです。</p> <p>PFI事業評価及び本市初の業務であるPFI事業終了後の学校給食センターの維持管理・運営の在り方について、検討できる業者は限られていたことから、1者のみの参考見積書の徴取となりましたが、今後は、可能な限り多くの業者から業務実施に関する聞き取りを行うなど、複数の事業者からの参考見積を徴取する方法を徹底します。</p>	措置済	令和6年度